

第10 職員団体関係業務

1 職員団体の登録の状況

職員団体の登録は、地方公務員法第53条の規定に基づき、職員団体が一定の要件を備えかつ自主的、民主的に組織されていることを人事委員会が確認し、公証する制度である。

職員団体の新たな登録や、職員団体の規約若しくは職員団体登録申請書の記載事項に変更があった場合又は解散した場合には、職員団体の登録に関する条例(昭和41年福島県条例第25号)第2条及び第4条の規定により、人事委員会にその旨を届け出なければならないとされている。

令和7年度に変更登録した職員団体は、次のとおりである。

職 員 団 体 名	登 録 年 月 日	登 録 内 容 等
自治労福島県職員労働組合	令和7年4月7日	規約及び役員の変更
自治労古殿町職員労働組合	令和7年4月11日	役員の変更
白河地方広域市町村圏整備組合	令和7年4月11日	役員の変更
福島県立高等学校教職員組合	令和7年4月11日	役員の変更
福島県教職員組合	令和7年4月11日	役員の変更
福島県高等学校教職員組合	令和7年4月25日	役員及び事務所の所在地の変更
南会津地方広域市町村圏組合職員労働組合	令和7年6月26日	規約の変更
自治労相馬市職員労働組合	令和7年7月8日	役員の変更
只見町職員労働組合	令和7年7月11日	役員の変更
石川町役場職員組合	令和7年9月10日	役員の変更
平田村職員労働組合	令和7年9月29日	役員の変更
自治労猪苗代町職員労働組合	令和7年10月7日	役員の変更
二本松市職員労働組合	令和7年10月7日	役員の変更
自治労塙町職員労働組合	令和7年10月20日	役員の変更
浅川町職員労働組合	令和7年10月23日	役員の変更
自治労南相馬市職員労働組合	令和7年12月2日	役員の変更
全日本自治団体労働組合福島県本部磐梯町職員労働組合	令和7年12月2日	役員の変更
金山町職員組合	令和7年12月2日	役員の変更
富岡町職員労働組合	令和7年12月8日	役員の変更
自治労東白衛生職員労働組合	令和7年12月9日	役員の変更
自治労須賀川市職員労働組合	令和7年12月11日	役員の変更
自治労檜葉町職員労働組合	令和7年12月15日	役員の変更
自治労飯舘村職員労働組合	令和7年12月16日	役員の変更
自治労大玉村職員労働組合	令和7年12月16日	役員の変更
自治労会津坂下町職員労働組合	令和7年12月16日	規約及び役員の変更
自治労広野町職員組合	令和7年12月18日	役員の変更
下郷町職員労働組合	令和8年1月5日	役員の変更
自治労川俣町職員労働組合	令和8年1月5日	規約及び役員の変更
自治労南会津町職員労働組合	令和8年1月7日	役員の変更
自治労浪江町職員組合	令和8年1月15日	規約及び役員の変更
自治労伊達市職員労働組合	令和8年1月19日	役員の変更
自治労双葉町職員組合	令和8年1月27日	役員の変更
泉崎村職員労働組合	令和8年1月27日	役員の変更
自治労桑折町職員労働組合	令和8年1月28日	役員の変更
自治労国見町職員労働組合	令和8年1月29日	役員の変更
大熊町職員労働組合	令和8年2月2日	役員の変更
矢吹町職員労働組合	令和8年2月19日	役員の変更

職 員 団 体 名	登 録 年 月 日	登 録 内 容 等
玉川村職員労働組合	令和8年2月24日	役員の変更
自治労新地町職員労働組合	令和8年3月4日	役員の変更
西会津町職員組合	令和8年3月5日	役員の変更
自治労矢祭町職員労働組合	令和8年3月5日	役員の変更
天栄村職員労働組合	令和8年3月11日	役員の変更
自治労二本松市職員労働組合	令和8年3月11日	役員の変更
自治労東白衛生職員労働組合	令和8年3月12日	役員の変更
自治労湯川村職員労働組合	令和8年3月12日	役員の変更
自治労鏡石町職員労働組合	令和8年3月12日	役員の変更
自治労喜多方市職員労働組合	令和8年3月16日	規約及び役員の変更
福島県学校事務労働組合	令和8年3月18日	役員の変更
中島村職員労働組合	令和8年3月18日	役員の変更

なお、令和7年度末現在で登録を行っている職員団体は、次のとおりである。

※自治労相馬市職員労働組合の登録年月日は、設立当時の書類が消失しているため不明である。

職 員 団 体 名	登録年月日	法人格の有無	備 考
自治労南相馬市職員労働組合	昭41.9.17	無	H20.4.1から公平委員会事務を受託
自治労福島県職員労働組合	41.11.11	有	
福島県高等学校教職員組合	41.11.11	〃	
福島県立高等学校教職員組合	41.11.11	〃	
福島県教職員組合	41.11.11	〃	
自治労須賀川市職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労喜多方市職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労相馬市職員労働組合	※	無	H13.4.1から公平委員会事務を受託
二本松市職員労働組合	42.1.21	有	
自治労川俣町職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労二本松市職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労本宮市職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労南会津町職員労働組合	42.1.21	〃	
下郷町職員労働組合	42.1.21	〃	
全日本自治団体労働組合福島県本部磐梯町職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労猪苗代町職員労働組合	42.1.21	〃	
西会津町職員組合	42.1.21	〃	
自治労会津坂下町職員労働組合	42.1.21	〃	
金山町職員組合	42.1.21	〃	
自治労塙町職員労働組合	42.1.21	〃	
石川町役場職員組合	42.1.21	〃	
浅川町職員組合	42.1.21	無	
自治労古殿町職員労働組合	42.1.21	〃	
小野町職員労働組合	42.1.21	有	
自治労檜葉町職員労働組合	42.1.21	〃	
富岡町職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労大玉村職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労湯川村職員労働組合	42.1.21	〃	
玉川村職員労働組合	42.1.21	〃	

職 員 団 体 名	登録年月日	法人格の有無	備 考
平 田 村 職 員 組 合	42. 1. 21	有	
自 治 労 浪 江 町 職 員 組 合	42. 2. 10	〃	
自 治 労 新 地 町 職 員 労 働 組 合	42. 2. 10	〃	
大 熊 町 職 員 労 働 組 合	42. 2. 10	〃	
天 栄 村 職 員 組 合	42. 2. 28	〃	
只 見 町 職 員 労 働 組 合	42. 3. 28	〃	
自 治 労 鏡 石 町 職 員 労 働 組 合	42. 5. 30	〃	
自 治 労 双 葉 町 職 員 組 合	42. 6. 20	〃	
自 治 労 飯 舘 村 職 員 労 働 組 合	42. 6. 29	〃	
自 治 労 葛 尾 村 職 員 組 合	42. 8. 5	無	
自 治 労 棚 倉 町 職 員 労 働 組 合	42. 10. 6	有	
自 治 労 東 白 衛 生 職 員 労 働 組 合	43. 12. 21	〃	
自 治 労 国 見 町 職 員 労 働 組 合	48. 3. 7	〃	
自 治 労 伊 達 市 職 員 労 働 組 合	48. 4. 20	〃	
泉 崎 村 職 員 労 働 組 合	48. 7. 30	〃	
川 内 村 職 員 労 働 組 合	48. 11. 12	〃	
自 治 労 桑 折 町 職 員 労 働 組 合	48. 11. 12	〃	
自 治 労 矢 祭 町 職 員 組 合	49. 7. 8	〃	
中 島 村 職 員 労 働 組 合	49. 8. 5	〃	
伊達地方衛生処理組合職員労働組合	49. 10. 3	〃	
自 治 労 西 郷 村 職 員 労 働 組 合	50. 2. 15	〃	
自 治 労 柳 津 町 職 員 労 働 組 合	50. 6. 21	〃	
自治労白河地方広域市町村圏整備組合職員労働組合	51. 2. 16	〃	
南会津地方環境衛生組合職員労働組合	52. 10. 13	〃	
自 治 労 会 津 美 里 町 職 員 労 働 組 合	63. 3. 7	無	
自 治 労 広 野 町 職 員 組 合	平 2. 2. 28	〃	
福 島 県 学 校 事 務 労 働 組 合	4. 6. 20	有	
矢 吹 町 職 員 労 働 組 合	30. 11. 28	無	
I R I S 福 島	令 6. 12. 18	〃	
計 58 団体		49 団体	

2 管理職員等の範囲を定める規則の改正

地方公務員法第52条第4項の規定に基づき、「県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則」及び「県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則」を定めているが、令和7年度の改正等は次のとおりである。

(1) 県職員関係

行政組織の改正等により機関及び職の改廃等があったので、規則の一部改正（令和7年福島県人事委員会規則第10号）を行った。その結果、管理職員等の範囲は、次のとおりである。

機 関	職
議 会 事 務 局	事務局長 次長 課長 局主幹 総務課長補佐 秘書係長
知事部局（出納局を含む。） 本 庁 機 関	危機管理監 部長 出納局長 風評・風化戦略担当理事 原子力 損害対策担当理事 理事 避難地域復興局長 文化スポーツ局長 こども未来局長 観光交流局長 技監 政策監 知事公室長 福 島イノベーション・コースト構想推進監 カーボンニュートラル 推進監 環境回復推進監 再生可能エネルギー産業推進監 食産 業振興監 部次長 出納局次長 避難地域復興局次長 文化スポー ツ局次長 こども未来局次長 観光交流局次長 部参事 課長 室長 空港利活用担当課長 部主幹 局主幹 企画主幹 総括主 幹 知事公室秘書課の副課長及び主任主査 同課の主査、副主査 及び主事（知事又は副知事と行動を共にする者に限る。） 同室 政策調査課の主幹及び副課長 財務総室財政課の主幹、副課長及 び主任主査 人事総室の副課長 同総室に置かれる課（職員業務課 を除く。）に置かれる主任主査及び主査並びに人事又は給与につ いての企画立案担当の副主査及び主事 文書管財総室文書法務課 の法令審査担当の主幹及び主任主査 企画調整総室企画調整課の 企画調整担当の主幹 同総室復興・総合計画課の計画調整担当の 主幹 出納局出納総務課の公金管理担当の主幹
出 先 機 関	
地 方 振 興 局	局長 次長 部長 室長 副部長 副室長
東 京 事 務 所	所長 次長 課長
大 阪 事 務 所	所長 次長
北 海 道 事 務 所	所長 次長
名 古 屋 事 務 所	所長
消 防 防 災 航 空 セ ン タ ー	所長
消 防 学 校	校長 副校長
ふ た ば 復 興 事 務 所	所長 次長
環 境 創 造 セ ン タ ー	所長 副所長 部長 環境放射線センター所長 支所長
只 見 線 管 理 事 務 所	所長
保 健 福 祉 事 務 所	所長 副所長 部長 出張所長
児 童 相 談 所	所長 次長
食 肉 衛 生 検 査 所	所長 次長
動 物 愛 護 セ ン タ ー	所長 次長
障がい者総合福祉センター	所長 次長
福 島 学 園	園長 副学園長

機 関	職
大 笹 生 学 園	園長 次長
総 合 療 育 セ ン タ ー	所長 副所長 事務長 診療相談部長 看護部長
女性のための相談支援センター	所長 次長
精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー	所長 次長
衛 生 研 究 所	所長 副所長
計 量 検 定 所	所長 次長
テ ク ノ ア カ デ ミ ー	校長 副校長
ハ イ テ ク プ ラ ザ	所長 副所長 技術支援センター所長
農 林 事 務 所	所長 次長 部長 副部長 農業普及所長 農業普及所次長 林業指導所長
水 産 事 務 所	所長 次長
家 畜 保 健 衛 生 所	所長 次長
農 業 総 合 セ ン タ ー	所長 副所長 事務部長 部（室）長 研究所長 研究所副所長 浜地域農業再生研究センター所長 研究所分場長 農業短期大学 校長 農業短期大学校副校長
林 業 研 究 セ ン タ ー	所長 副所長 事務長
水産海洋研究センター	所長 副所長 事務長 いわき丸船長
水 産 資 源 研 究 所	所長 副所長 事務長
内 水 面 水 産 試 験 場	場長 事務長
建 設 事 務 所	所長 次長 総務部長（県北建設事務所、県中建設事務所、会津若松建設事務所及びいわき建設事務所に置かれるものに限る。）
土 木 事 務 所	所長
あぶくま高原道路管理事務所	所長
大峠・日中総合管理事務所	所長
鮫川水系ダム管理事務所	所長
港 湾 建 設 事 務 所	所長 次長
福 島 空 港 事 務 所	所長 次長
流 域 下 水 道 建 設 事 務 所	所長 次長
教 育 委 員 会	
教 育 庁	理事 政策監 教育次長 県立高校改革監 庁参事 課長 室長 庁主幹 企画主幹 教育総務課の人事担当の副課長、主任主査及び主査 同課の人事についての企画立案担当の副主査及び主事 職員課の人事担当の主幹、副課長、主任主査、主任管理主事、主査及び管理主事 同課の人事又は給与についての企画立案担当の副主査及び主事 義務教育課の人事担当の主幹、主任管理主事及び管理主事 高校教育課の人事担当の主幹、主任管理主事及び管理主事 特別支援教育課の人事担当の主幹、主任管理主事及び管理主事
教 育 事 務 所	所長 次長 学校教育課長 主任管理主事 管理主事
教 育 セ ン タ ー	所長 次長 部長
特 別 支 援 教 育 セ ン タ ー	所長 事務長
図 書 館	館長 副館長 企画管理部長
美 術 館	館長 副館長 事務長
博 物 館	館長 副館長 事務長
県 立 学 校	校長 副校長 教頭 事務長 福島丸船長

機 関	職
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	事務局長
人 事 委 員 会 事 務 局	事務局長 事務局次長 課長 副課長 主任主査 主査
監 査 委 員 事 務 局	事務局長 次長 課長 監査参事 副課長
労 働 委 員 会 事 務 局	事務局長 事務局次長 課長 副課長
海 区 漁 業 調 整 委 員 会 事 務 局	事務局長

備考 1 この表に掲げる職は、法令にその定めのあるものについては、それによるほか、それぞれ組織に関する規則等の定めるところによるものとする。

2 この表において「部次長」とは、福島県行政組織規則（平成15年福島県規則第24号）第22条の表総務部に属する人事総室の項から土木部に属する建築総室の項までの職の欄に掲げる職をいう。

3 この表において、次長、副部長、副所長、副学園長、副校長、研究所副所長、農業短期大学校副校長、副場長、副館長、教頭及び副課長（監査委員事務局に係るものに限る。）とは、これらの職にある者のうち人事又は労務を担当する者をいう。

(2) 公平事務委託団体関係

行政組織、職制の改正等に伴い、次の団体について規則の一部改正を行った。

○ 県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	施行年月日	改 正 団 体 名
7. 7. 1	第14号	7. 7. 1	田村市、南相馬市、本宮市、只見町、泉崎村、川内村、南会津地方環境衛生組合